

出産費資金貸付規程

制定 平成 17 年 4 月 1 日

改正 平成 18 年 10 月 1 日

出産費資金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、健康保険法（以下「法」という。）第101条の規定による出産育児一時金又は法第114条による家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の支給を受けることが見込まれる者に対し、出産育児一時金等の支給を受けるまでの間、出産に要する費用を貸し付けることにより、被保険者（被保険者であった者を含む。以下同じ。）及びその被扶養者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、エイチ・アイ・エス健康保険組合の被保険者であって、出産育児一時金等の支給を受ける見込みがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 出産予定日まで1ヶ月以内の者または出産予定日まで1ヶ月以内の被扶養者を有する者
- (2) 妊娠4ヶ月以上の者で医療機関に一時的な支払いが必要となった者又は妊娠4ヶ月以上の被扶養者を有する者で医療機関に一時的な支払いが必要となった者

(貸付額)

第3条 資金の貸付限度額は、350,000円とする。

(貸付の方法)

第4条 貸付金の貸付方法は、金融機関への振込みとする。

(貸付期間)

第5条 資金の貸付期間は、当該貸付金に係る出産育児一時金等が支給される日までの間とする。

(貸付金の利息)

第6条 貸付金には、利息を付さない。

(貸付申込)

第7条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、出産費資金貸付申込書に次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、エイチ・アイ・エス健康保険組合に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号に掲げる者
母子保健法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳（以下単に「母子健康手帳」という。）の写しその他出産予定日まで1ヶ月以内であることを証明する書類
- (2) 第2条第2号に掲げる者
母子健康手帳の写しその他妊娠4ヶ月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの出産に要する費用の内訳のある請求書または領収書

(資金貸付の決定等)

第8条 組合は、申請書を受領したときは、速やかに審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定しなければならない。

2 組合は、貸付けの可否及び貸付額を決定したときは、貸付申込者が指定した金融機関の口座に貸付金を振り込むとともに、出産費資金貸付可否決定通知書により、申込者に通知するものとする。

3 申込者は、出産費資金貸付決定通知書を受領したときは、当該貸付けに係る借用証を組合に対し提出するものとする。

(貸付金の精算等)

第9条 貸付申込者は、出産育児一時金等の受領を組合に委任するものとする。

- 2 貸付金の返済は、組合が代理受領した出産育児一時金等を充当して行う。
- 3 組合が代理受領した出産育児一時金等の額のうち貸付金額を上回る額については、当該上回る額を申込者が指定した金融機関の口座に振り込むとともに、出産費資金貸付金返済完了・精算金支払通知書、出産育児一時金等支給決定通知書及び申込者へ返戻すべき借用証を申込者へ送付する。

(届出事項)

第10条 貸付申込者は、貸付申込みを行った後貸付金の返済が完了するまでの間に次の各号に該当する場合は、別に定める届出を組合に提出しなければならない。

- (1) 住所・氏名の変更
- (2) 口座の変更
- (3) 被保険者資格の喪失

(即時償還)

第11条 組合は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が偽りの申込み、又は不正の手段により貸付けを受けたときは、前条の規程にかかわらず、直ちに償還させるものとする。

(出産育児一時金等が不支給となった場合の取扱い)

第12条 組合は、当該貸付金に係る出産育児一時金等が不支給となったことを知ったときは、期日を指定して償還させるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

出産費資金貸付申込書様式

※支給決定日		支給決定日 平成 年 月 日			
出産費資金貸付決定額	款 項 目	円	常務理事	事務長	担当
備考					

健康保険 被保険者 家族 出産費資金貸付申込書

被保険者証の記号番号	記号 番号	被保険者資格取得日	平成	年	月	日	
被保険者氏名	フリガナ		被保険者住所	〒			
				電話 ()			
所属事業所及び部署名	電話 ()						
被扶養者の分娩である場合はその者の氏名			分娩した者の続柄		分娩予定日	平成	年 月 日
医療機関名	フリガナ		医療機関の住所	〒			
				電話 ()			
振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店	支店番号	普通・当座	預金番号(右つめ)		
被保険者名義	フリガナ		貸付資金希望額	円			
※貸付資金の限度額は350,000円までになります。							

【添付書類】 母子手帳の写し(予定日(妊娠経過)と氏名が分かる(表紙等)のページ)

※妊娠4ヶ月以上で、医療機関に一時的な支払いが必要になった方は、医療機関等から出産に要する費用の内訳がある請求書または、領収書を合わせて添付すること

上記の通り出産費資金貸付規程による貸し付けを申し込みます。		平成 年 月 日
被保険者氏名	Ⓜ	

エイチ・アイ・エス健康保険組合

平成 年 月 日提出

受付日付印

出産費資金借用証書様式

出 産 費 資 金 借 用 証 書

エイチ・アイ・エス健康保険組合 理事長 殿

金 額	円
-----	---

私は、エイチ・アイ・エス健康保険組合「出産費資金貸付規程」に基づく資金を上記の通り借用しました。

借用の上は、同資金貸付規程を遵守し、出産育児一時金等の支給をもって返済いたします。

平成 年 月 日

借受人

記号 番号

住所 _____

氏名 _____ (印)

注) 借受人の印鑑は、申込書に押印した印鑑とします。